

令和7年度第2回さいたま市総合教育会議

次 第

日時 令和8年1月21日（水）

15時00分から16時30分まで

場所 さいたま市役所議会棟2階第7委員会室

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 議 事
 1. さいたま市教育大綱の改定について
 2. さいたま国際芸術祭2027における小・中・高校等との連携等による子どもの参加促進について
 3. 「学校における働き方改革」について
 4. さいたま市いじめ問題救済機関の設置について
- 4 閉 会

<資料>

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・席次
- ・資料1-1 さいたま市教育大綱改定案
- ・資料1-2 さいたま市教育大綱参考（市長部局と教育委員会事務局が連携して取り組む事項）改定案
- ・資料2 さいたま国際芸術祭2027における小・中・高校等との連携等による子どもの参加促進について
- ・資料3 「学校における働き方改革」について
- ・資料4 さいたま市いじめ問題救済機関の設置について
- ・参考1 さいたま市総合教育会議運営要綱
- ・参考2 さいたま市総合教育会議傍聴人要領

令和7年度第2回さいたま市総合教育会議
出席者名簿

1 構成員

市長	清水 勇人
教育委員会教育長	竹居 秀子
教育委員会委員（教育長職務代理者）	大谷 幸男
教育委員会委員	石田 有世
同	伊藤 華英
同	小山 和也
同	堀田 香織

2 構成員以外

(1) 市長部局

① 都市戦略本部

都市戦略本部長	大塚 一晴
総合政策監	藤野 知之
都市経営戦略部副理事	石井 保
都市経営戦略部副参事	安井 亮太

② スポーツ文化局

スポーツ文化局長	石塚 正歳
文化部長	川田 泰則
文化政策室長	小野瀬 淑子

③ 子ども未来局

子ども未来局長	安部 健一
子ども・青少年政策課長	高橋 格
子ども・青少年政策課副参事	清水 慶久

(2) 教育委員会事務局

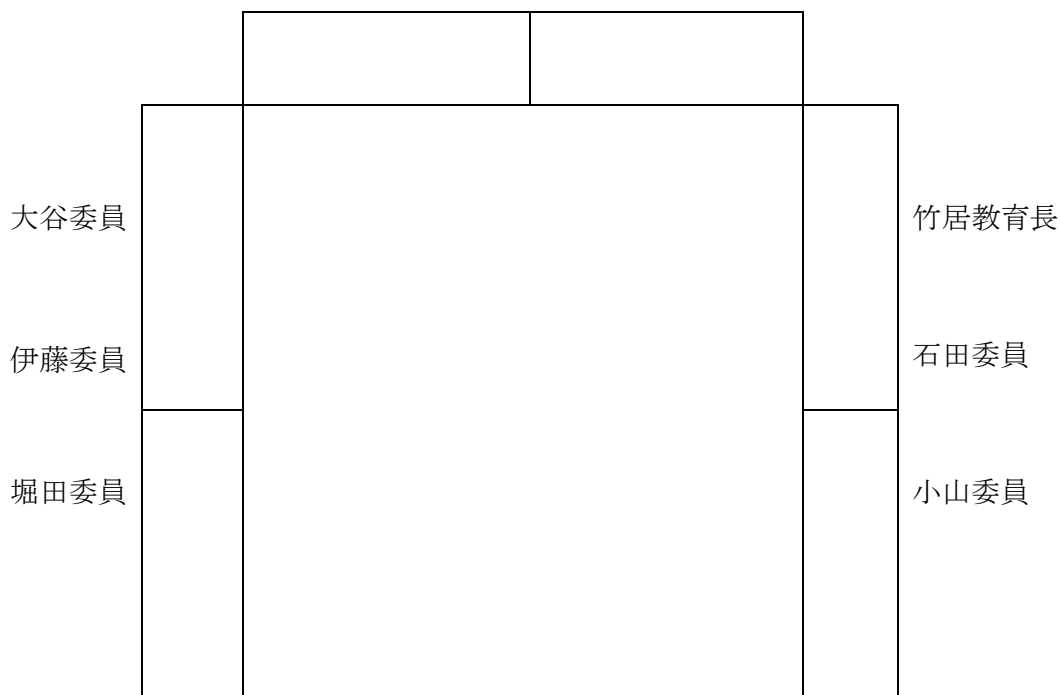
副教育長	栗原 章浩
管理部長	山本 高弘
教育政策室長	菱沼 孝行
教育政策室副参事	大橋 和彦
学校教育部長	野津 吉宏
教職員人事課長	青木 貴
教育課程指導課長	猪鼻 孝之

高校教育課長
生涯学習部長
生涯学習振興課長
うらわ美術館副館長

大原 照光
深津 健太郎
八島 典子
釜 浩美

令和7年度第2回さいたま市総合教育会議
席次

清水市長



総合政策監	都市戦略本部長	副教育長	管理部長	子ども未来局長	スポーツ文化局長
-------	---------	------	------	---------	----------

都市経営戦略部 副参事	都市経営戦略部 副理事	学校教育部長	生涯学習部長	子ども・青少年 政策課長	文化部長
----------------	----------------	--------	--------	-----------------	------

教育政策室 副参事	教育政策室長	教職員 人事課長	教育課程 指導課長	高校教育課長	生涯学習 振興課長	うらわ美術館 副館長	子ども・ 青少年政策課 副参事	文化政策室長
--------------	--------	-------------	--------------	--------	--------------	---------------	-----------------------	--------

事務局 (都市経営戦略部)	教育政策室 担当	教職員人事課 担当	教職員人事課 担当	生涯学習振興課 担当	うらわ美術館 担当	子ども・ 青少年政策課 担当	文化政策室 担当	文化政策室 担当
------------------	-------------	--------------	--------------	---------------	--------------	----------------------	-------------	-------------

事務局 (都市経営戦略部)	傍聴席・報道席							
------------------	---------	--	--	--	--	--	--	--

(案)

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

さいたま市教育大綱

平成 27 年 9 月
さいたま市
(令和 8 年 3 月改定)

目次

1 策定の趣旨	1
2 さいたま市総合振興計画等との関係	2
3 持続可能な開発目標（SDGs）の達成	3
4 対象とする期間	4
5 基本方針	5
6 目指す方向性	7
(1) 人生100年時代を豊かに生きる 「未来を拓くさいたま教育」の推進	7
(2) 子ども・子育てを支える都市の実現	9
(3) 主体的な健康づくりの推進	10
(4) スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進	11
(5) 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造	12

1 策定の趣旨

平成 26(2014)年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」(第 1 条の 3 第 1 項)とされました。

これを受け、本市は、さいたま市総合教育会議における協議を経て、平成 27(2015)年 9 月に「さいたま市教育大綱」(以下「教育大綱」という。)を策定しました。

<策定の趣旨>

教育大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

改定の経緯

平成 27(2015)年に策定した教育大綱の対象とする期間を令和 2(2020)年度までとしていたことから、必要な見直しを行い、令和 3(2021)年 3 月に教育大綱の改定を行いました。総合振興計画基本計画の中間見直しに伴って、必要な見直しを行い、令和 8(2026)年 3 月に改定を行いました。

2 さいたま市総合振興計画等との関係

教育大綱と「さいたま市総合振興計画」（以下「総合振興計画」という。）、「さいたま市教育振興基本計画」（以下「教育振興基本計画」という。）との関係は以下のとおりです。

<総合振興計画との関係>

教育大綱は、市政運営の最も基本的かつ総合的な指針として策定した総合振興計画の基本計画における関連分野の政策と施策と整合が図られたものとなっています。

<教育振興基本計画との関係>

教育大綱は、教育基本法第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画として位置付けられた「第2期さいたま市教育振興基本計画」と整合が図られたものとなっています。

3 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」（エス・ディー・ジーズ）という。）」とは、平成 27 年(2015)年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、令和 12(2030)年を期限とする社会全体の普遍的な国際目標です。

地方公共団体において、近年の複雑化・多様化する行政課題に対応し、持続可能な都市を目指していくためには、SDGs を統合的解決の視点から正しく理解し、達成に向けて具体的な取組を進めていくことが重要であり、本市においても、総合振興計画を始め各種計画の政策や施策を通じて、SDGs の達成に向けた取組を推進しています。

<SDGs の達成>

教育大綱においても、特に関連の深いと思われるゴールを明記し、政策や施策の推進により SDGs 達成への貢献を掲げます。

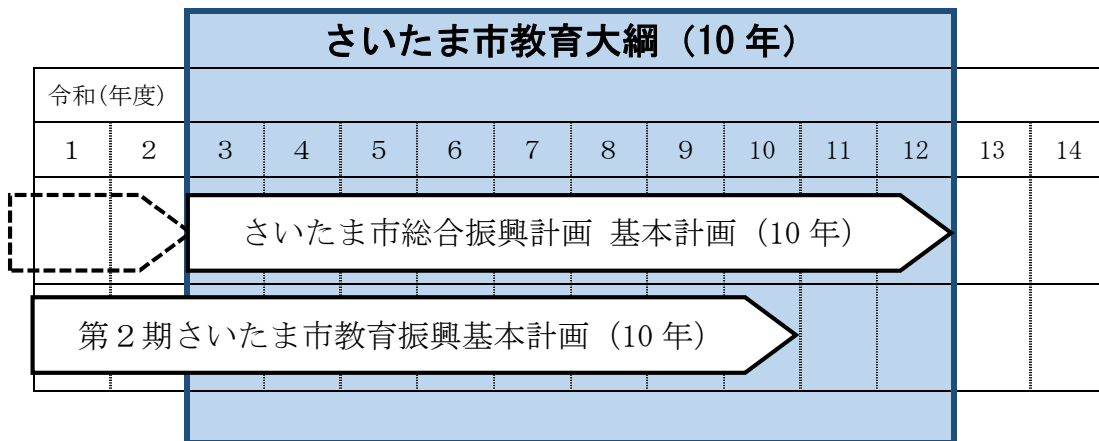
4 対象とする期間

教育大綱が対象とする期間は、教育大綱が総合振興計画の体系を基本としており、その基本計画の計画期間が令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間としていることから、その計画期間に合わせ、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

なお、総合振興計画 基本計画においては、計画期間の中間年度や社会経済状況の大きな変化があった場合には必要に応じて見直しを行うこととしていることから、教育大綱もその見直しに合わせ、また、必要に応じて、見直しを行うものとします。

<対象とする期間>

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。



5 基本方針

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、以下のとおり基本方針を定めます。

＜基本方針＞

- ① 全国トップレベルの教育で未来を担う子どもたちの力を伸ばすとともに、人生100年時代を見据えて、全ての人が生涯にわたって質の高い学びを重ね、夢と志を持ち、生きがいを見つけ、健康で幸せに暮らすことができる都市を目指します。
- ② 本市をホームタウンとする2つのJリーグクラブや全国規模の競技施設に代表される多様なスポーツ資源、国指定特別天然記念物を含む指定文化財や「盆栽」「人形」などの地域に根差した多くの文化芸術資源等を生かして、盛んに行われるスポーツや文化等の多様な市民活動を通じて、全ての人が健康で生き生きと暮らすことができる都市を目指します。
- ③ 障害の有無や国籍にかかわらず全ての人の権利や文化が尊重され、地域や家族などの支え合いにより、誰もが安全・安心に暮らすことができる市民主体の都市を目指します。

基本方針において重視する視点

・子どもたちの未来を拓く日本一の教育都市の創造



国に先駆けて実施している本市独自の英語教育「グローバル・スタディ」の推進などを通じて、多様な人々との関わりの中で、社会的自立に向けて基盤となる資質・能力や、主体的に社会の形成に参画する態度等の育成に取り組みます。

また、教育DXの推進や、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の実現などを通じて、他者と協働しながら新たな価値を創造していく力や、夢を実現しようとする高い志を持って可能性に挑戦する力の育成に取り組むなど、本市ならではの特色を生かした魅力ある教育都市を目指します。

・子どもから高齢者まで、あらゆる世代が輝けるまちづくり



少子化の進行、共働き家庭の更なる増加に対応するため、結婚や妊娠・出産を望む方への支援や、妊産婦・子育て家庭の不安や悩みを軽減するための切れ目ない支援を行うとともに、様々な事情やニーズに応じた多様な保育の受け皿の確保と質の向上や、放課後児童対策の充実を図り、

安心して子どもを産み育てることができる環境を整備します。また、子ども・若者が健全に成長する環境づくりに取り組むことで、子ども・若者や子育て世代を始めとした子どもと共に生きる全ての人が社会で活躍できるまちを目指します。

また、急速な高齢化に対応するため、誰もが「生涯現役」として質の高い学びを続けることなどで、積極的に社会参加できる取組を進めるとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる体制を更に進め、生涯にわたって住み慣れた地域で意欲や熱意をもって活躍できるまちを目指します。

・笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造



本市を本拠とするトップスポーツチームや、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の会場にもなった大規模スポーツ施設等の豊富なスポーツ資源を生かしたスポーツツーリズムなどにより、スポーツの分野で観光・交流人口の拡大を図ります。

また、地域における市民参加型のスポーツイベントなどの開催とともに裾野を広げる取組も併せて推進することで、生涯を通じて身近にスポーツに親しめる環境を整備し、スポーツ先進都市の実現を目指します。

・絆(きずな)で支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり



市内に居住する外国人と日本人がお互いの文化や習慣等を学び合う機会を充実することや、障害のあるなしにかかわらず、誰もが権利の主体として共に暮らせる地域づくりを進めるなど、お互いが持つ文化や価値観を尊重し、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指します。

また、ライフスタイルの変化や住民の頻繁な流入出、単独世帯の増加や夫婦のみの世帯の増加による家族や地域の支え合い意識の希薄化や地域の担い手不足など、まちづくりの基盤となる「地域力」の低下に対して、子どもから高齢者まで多世代の交流を促進するとともに、学校や歴史文化資源等を活用した地域コミュニティの活性化を図り、地域のきずななどのソーシャルキャピタルを高めることにより、人と人が触れ合い、支え合う地域社会の形成を目指します。

6 目指す方向性

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、以下のとおり目指す方向性を定めます。

(1) 人生 100 年時代を豊かに生きる 「未来を拓くさいたま教育」の推進

<目指す方向性>



全国や指定都市に先駆けた教育施策や本市独自の教育施策の展開により、我が国においてトップクラスの教育を確立してきた本市ならではの特色を生かし、自ら学び、考え、主体的に行動する力を発揮し、自分の幸せな人生と豊かな社会を創造する人材の育成を目指します。

施 策

① 12年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成

- ア 教育DXの推進や、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の実現などを通じて、他者と協働しながら新たな価値を創造していく力を育成します。
- イ 「さいたま市小・中一貫教育」や市立高等学校の特色化・魅力化を推進するとともに、豊かな自然環境を生かした自然体験活動の推進などを通じて、夢を実現しようとする高い志を持って、可能性に挑戦する力を育成します。

② グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成

- ア グローバル社会において、たくましく生きる児童生徒をはぐくむグローバル・スタディの推進や、中学生に望ましい勤労観・職業観をはぐくむ「未来（みら）くるワーク体験」の推進などを通じて、多様な人々との関わりの中で、共感力や人間ならではの感性、創造性等、社会的自立に向けて基盤となる資質・能力や、主体的に社会の形成に参画する態度等を育成します。また、いじめ防止対策の強化、特別支援教育の推進や学びの多様化学校の設置を始めとする不登校対策の強化など、子どもたちの個々のニーズに応じたきめ細かな教育的支援や学習環境の充実を通じて、子どもたちが自己肯定感を持って、困難さをしなやかに乗り越え、人生を切り拓いていく力を育成します。
- イ 子どもたちの体力向上に向けた取組の推進とともに、学校・家庭・地域が連携した食育の推進などを通じて、生涯にわたってたくまし

く生きるために必要な健康や体力を育成します。

③ 人生100年時代を輝き続ける力の育成

- ア 年齢の枠を超え、個人の意欲や能力を生かす社会に対応した学習の機会として、市民の高度で専門的かつ多様な学習要求に応える「さいたま市民大学」の推進や、図書館、公民館、博物館等の身近な生涯学習関連施設の利活用などを通じて、全ての人が生きがいを持ち、生涯にわたって質の高い学びを続けられる環境を整備します。
- イ 「生涯学習人材バンク」など学習成果の活用の仕組みづくりを通じて、人生を豊かに生きるために、学んだことを地域社会への貢献等に生かすことにより、地域社会の担い手となり、やりがいをもって活躍できる環境を整備します。また、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、諸課題の解決を主体的に担うことができる力を育成します。

④ スクール・コミュニティによる連携・協働の充実

- ア 学校と地域が連携・協働して未来を担う子どもたちをはぐくむコミュニティ・スクールなど、「学校を核とした地域づくり」の推進等を通じて、学校・家庭・地域・行政の連携・協働体制を構築し、地域の教育力の向上を図るとともに、地域に信頼される学校づくりを推進します。
- イ チャレンジスクールの充実や学校安全ネットワークの推進などを通じて、地域の多様な教育資源を活用し、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、地域コミュニティの活性化と、地域発展の担い手となる人材を育成します。

⑤ 「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備

- ア 学校教育の質を高め、子どもたちに対してより良い教育を行うため、時代のニーズや多様化する教育課題に対応する教員の資質能力の向上や、部活動の適正化に向けた部活動指導員の配置などを通じて、新しい時代の教育に向けた学校の指導体制を構築します。
- イ 学校施設の計画的な改築・改修を実施するとともに、家庭や地域とも連携した防災教育や交通安全対策の推進などを通じて、安全・安心で質の高い教育環境を整備するとともに、学校安全体制を推進します。

(2) 子ども・子育てを支える都市の実現

<目指す方向性>



誰もが安心して子どもを産み育てることができ、未来を担う全ての子ども・青少年が個性を尊重され、健やかに育ち、社会で輝いて生きられるまちづくりを推進します。

施策

① 安心して子どもを育てられる環境づくり

- ア 全ての子育て家庭が、状況や希望に応じた教育・保育を受けられる環境づくりを目指し、認可保育所等の整備や既存資源を活用した多様な保育の受け皿確保を進めるとともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。
- イ 利用を希望する全ての児童に対して、安全・安心な放課後の居場所を提供するため、学校施設の活用や民設クラブの整備による受け皿確保を進めるとともに質の向上に取り組みます。
- ウ 地域子育て支援拠点を中心に、子育て家庭の交流機会の充実を図るとともに、父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進、祖父母世代の地域における子育て活動への参加促進を図るなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに取り組みます。
- エ 子育てに関する負担や不安を軽減させるため、関係機関・団体等と連携し、相談・情報提供・支援の充実を図ります。

② 次代の社会を担う子ども・若者が健全に成長する環境づくり

- ア 子どもの主体性や豊かな人間性、社会性をはぐくむため、学習、スポーツ、文化活動、地域活動、社会参画など様々な体験の機会とともに、世代間交流を始め多様な交流の機会や居場所の充実を図ります。
- イ 次代の担い手である子ども・若者の意見に耳を傾け、実際に市の施策や事業に反映していくよう取り組みます。
- ウ 暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、自立に至るまでの切れ目ない支援を受けられる体制を構築します。
- エ 困難を抱えている子ども・若者に対し、気軽に相談でき、支援につながる体制を強化することにより、不安や悩みの解消、自立に向けた支援の充実を図ります。

(3) 主体的な健康づくりの推進

<目指す方向性>



市民一人ひとりが、自ら健康づくりに取り組むことができる環境を整え、心身ともに健康で活力ある地域社会の実現を目指します。

施策

① スポーツなどを通じた健康づくりの意識醸成

- ア 地域と共に一人ひとりが心身ともに健康な生活ができるよう、定期的な健康診査を促すとともに、乳幼児から高齢者に至るまでのそれぞれのライフステージや多様化するライフスタイルに応じた健康づくりに取り組むことができるよう、スポーツを通じた地域コミュニティの形成や企業等で働く人の健康づくりの支援など、市民、民間団体、事業者等と一体となって効果的な取組を進めます。
- イ 互いに支え合いながら、かけがえのない命を大切に、社会とのつながりを保つことができる地域社会の実現に向けて、地域、家庭、職場等でのこころの健康づくりを支援します。
- ウ 市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことのできる機会の提供に、関係団体等と連携して取り組み、市民のスポーツ参加を促します。
- エ 市民が身近な場所で気軽にスポーツに親しむことのできるよう活動場所を提供します。

(4) スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進

<目指す方向性>



「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」というスポーツ活動と、まちづくりの広範な分野において、市民、関係団体、事業者、行政など各主体が連携し、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進し、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現を目指します。

施策

① スポーツと広範な分野の連携を通じた総合的なまちづくりの推進

- ア 市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの振興を推進し、スポーツを通じて、地域コミュニティや様々なコミュニティの形成・醸成を図ります。
- イ サッカーを核として、様々なスポーツ施策を推進するとともに、市内外へ向けた「スポーツのまち さいたま」の発信に取り組みます。
- ウ (一社)さいたまスポーツコミッションなどとの連携により、地域スポーツの振興と地域経済の活性化に寄与する国際スポーツ大会や大規模大会の誘致、スポーツイベントなどの開催とともに裾野を広げる取組も併せて推進します。
- エ 「さいたまスポーツシューレ」などの推進により、民間力や地域のスポーツ資源、最新のデジタル技術や学術的知見を活用したスポーツ人材の育成や持続可能なスポーツ環境の整備、スポーツビジネス・産業の創出や活性化を推進します。
- オ スポーツ施設等について、計画的に整備・改修等を実施し、誰もが利用しやすくなるよう地域のスポーツ環境等の向上を図ります。

(5) 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

<目指す方向性>



総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目指します。

施策

① 文化芸術を活用したまちの活性化

- ア 「盆栽」「漫画」「人形」「鉄道」等の本市の魅力ある資源を始め、多様な歴史と文化芸術を基盤に、新たな魅力の創造と市内外への積極的な発信に取り組みます。
- イ 歴史文化資源や文化芸術を活用し、学校教育や生涯学習、観光、経済を始め幅広い分野との連携を進め、国内外との交流、地域経済、地域コミュニティ等の活性化を図ります。
- ウ 文化芸術活動の場や多様な文化芸術に触れ合う場となる施設の機能の拡充等、子どもから高齢者まで広く文化芸術に親しみ、幅広い文化芸術活動を行うことができる環境の充実に取り組みます。

② 文化芸術活動の促進

- ア 関係団体等との連携を図りながら、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、市民等が文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組みます。
- イ 文化芸術活動を行う者及びこれに関わる人材の育成や交流機会の提供を始め文化芸術活動を促進するための支援、文化芸術に関する教育の充実に取り組みます。
- ウ 多くの人々が興味や関心を持つような、親しみやすく新しい魅力を持った文化芸術施策を推進し、多様な文化芸術を鑑賞できる機会の充実に取り組みます。

③ 歴史文化資源の保存・継承・活用

- ア 有形・無形の指定文化財の保存・継承・活用を図ります。また、地域に伝わる伝統行事や郷土芸能、城下町や宿場町等の面影を残す景観、市の変遷を示す資料などの記録化と収集・整理・活用に取り組みます。

(案)

(参考：市長部局と教育委員会事務局が連携して取り組む事項)

- ◎ 教育、学術及び文化の振興を図るため、市長部局と教育委員会事務局のそれぞれの強みを生かし、連携を深めて取組を推進します。

<取組の例>

① 子どもたちを支える学校・家庭・地域による連携・協働の充実

未来を担う子どもたちの安全・安心を守り、成長を支えるために、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、連携・協働するよりよい地域社会の構築について、連携を深めて取り組みます。

また、休日部活動の地域展開等、地域の多様な教育資源を活用し、地域発展の担い手となる人材の育成について、連携を深めて取り組みます。

② 子どもの権利の尊重と救済

子どもや若者の意見表明の機会を設けることや、いじめ問題への対応等、子どもの権利を尊重し、救済することについて、連携を深めて取り組みます。

③ 市民・児童生徒がスポーツに親しめる環境づくり

スポーツを通じた地域コミュニティの形成・醸成やデジタル技術等を活用した生徒の育成等、市民・児童生徒が生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりについて、連携を深めて取り組みます。

④ 児童生徒が歴史文化資源や文化芸術に触れる機会の創造

本市の魅力ある歴史文化資源を活用した文化の発信や、文化芸術を活用した多様な交流の促進など、児童生徒が歴史文化資源や文化芸術に触れる機会の創造について、連携を深めて取り組みます。

⑤ 主権者教育の推進

主権者として持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識や、よりよい社会の実現を視野に主体的に課題を解決しようとする態度など、子どもたちの社会の形成者として必要な資質・能力の育成について、連携を深めて取り組みます。

(案)

⑥ 学校施設の有効活用

学校教育に支障のない範囲で、子どもの居場所づくりや、地域における活動の拠点として体育館や屋内温水プール等の学校施設を有効活用することについて、連携を深めて取り組めます。

また、学校施設の有効利用にあたり、施設管理のあり方についても連携して検討していきます。

⑦ 災害時における適切な避難所運営

地震・風水害等の災害が発生した際は、避難所の居住スペースの確保、適切な避難所運営、その後の学校教育活動の早期再開に向けた準備について、連携を深めて取り組めます。

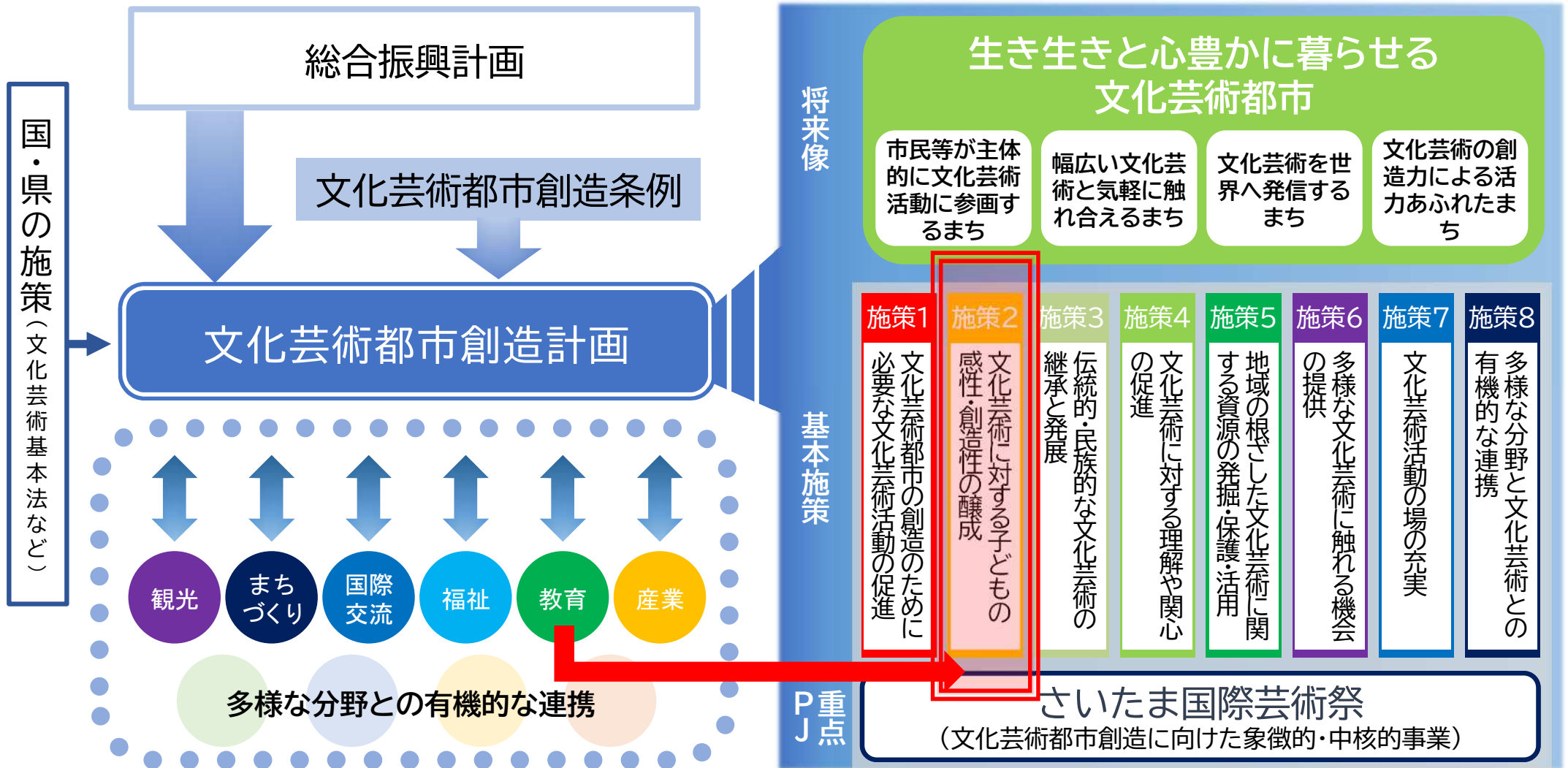
令和7年度第2回 令和8年1月21日(水)
さいたま市総合教育会議資料

さいたま国際芸術祭2027における 小・中・高校等との連携等による 子どもの参加促進について

スポーツ文化局 文化部 文化政策室

さいたま国際芸術祭の開催目的について①

■「さいたま国際芸術祭」は、文化芸術都市創造条例の理念を具現化するための重点プロジェクトとして、また、総合振興計画の重点戦略事業として「文化芸術を活かしたまちの活性化」を図るため原則3年毎、定期的を開催しているもの。



さいたま国際芸術祭の開催目的について②

さいたま市文化芸術都市創造条例 第7条2項

市は、文化芸術に対する子どもの感性を高めるため、文化芸術に関する教育の充実、子どもが行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講じるものとする。

さいたま市文化芸術都市創造計画 施策2 文化芸術に関する子どもの感性・創造性の醸成

2-1 子どもに対する文化芸術教育の充実

- 未就学児に対する鑑賞・体験機会の充実
- 学校等との連携を通じた文化芸術教育の推進



2-2 子どもの鑑賞・体験・創造・発表機会の充実

- 子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実
- 子どもを対象にした創造・発表機会の充実



さいたま国際芸術祭事業概要

◇開催期間◇ 令和9年10月23日(土)~12月26日(日)【65日間】

■ 会場 浦和駅周辺(メインエリア)／文化施設・美術館／その他市内各所



- 浦和駅西口周辺をはじめとした文化施設や、商店街等のまちなかに作品を設置するなど、市内各所を会場とする
- 教育、子育て、福祉、飲食など市民に身近な分野と連携し、アートファン層以外への裾野の拡大を図る



■ これまでの芸術祭と小・中・高校等との連携事例(抜粋)

- 白幡中学校ダンス部・市立浦和高等学校吹奏楽部による芸術祭メイン会場での公演
- 海外の著名な映像作家と、大宮光陵高等学校生徒が映像作品を共同制作し、芸術祭会場にて上映(生徒自身が主演を務める)
- 中高生サポーターによる芸術祭の案内・ガイド等を行うボランティア活動(市内複数の中学・高校等からの参加)
- 市内で活動しているアーティストを小学校・中学校へ派遣し、アート体験の場を提供するアウトリーチプログラムを展開



教育委員会等との連携について

○学校教育等との連携を通じて、子どもたちが質の高い文化芸術や多様な文化芸術に触れ合える機会の充実を図る

(さいたま市文化芸術都市創造計画)

○また、文化芸術の持続的な発展には、他分野との連携による文化芸術の意義の発信、幼少期における鑑賞教育の拡充・アクセス改善による裾野の拡大を図る必要がある

(文化審議会 第4期文化経済部会アート振興ワーキンググループ報告書「我が国における理想の美術館像について」)



◇作品の鑑賞だけで終わるのではなく、企画や運営から参加し、結果よりプロセスを体験することが重要◇

芸術系教科

豊かな感性

新しい意味や価値をつくりだす創造性

子どもに必要な資質・能力の育成を図る

(文部科学省 中央教育審議会 教育課程部会(第110回))

市民を対象に実施したアンケートにおいても、子どもが気軽に文化芸術に触れることができる機会を求める声が多い

さいたま市の美術館等文化芸術創造拠点として、展示以外にあると望ましい特徴

複数回答	n	%
全体	(2481)	
1 展示に加えワークショップなどにより、気軽に文化芸術を楽しめる	686	27.7
2 文化芸術の歴史や鑑賞方法を学ぶことができる	574	23.1
3 さいたま市にゆかりのある文化芸術について学ぶことができる	514	20.7
4 子供が気軽に文化芸術に触れることができる	501	20.2
5 施設の外観自体が特徴的(写真映えが良い、著名な建築家による建物、など)	434	17.5
6 プロのアーティストの活動を見ることができる	428	17.3
7 講演会・講座など、専門性の高い、文化芸術に関するイベントが行われている	353	14.2
8 キッズルームや託児サービスなど、子ども連れにも利用しやすい	300	12.1
9 アート作品を手軽に購入できる	281	11.3
10 市民の文化芸術活動を支える	251	10.1
11 プロのアーティストの活動を支える	171	6.9

(R6美術館等文化芸術創造拠点整備調査)

連携事業について①

○これまでの連携事例等は継続しつつ、より子供の参加促進を図ることができる新しい事業を展開していきたい

■ 連携事業案① 校外学習での芸術祭を通じたまち巡り

校外学習等の一環として、児童・生徒等にさいたま国際芸術祭を鑑賞してもらうとともに、まちなかを巡ることで、改めて本市の魅力を再発見してもらう。



さいたま国際芸術祭2020 鉄道博物館にて

■ 連携事業案② 児童・生徒による制作プロジェクトチームの発足

児童・生徒に手上げ方式で募集を行い、アーティストと協働し、企画から作品制作までを一緒に行う。市民投票の実施等により、作品を残すこと等を検討し、地域への愛着や誇りの醸成につなげていく。



さいたま国際芸術祭2023レガシー作品
《ぐるぐるNATURE》

連携事業について②

■ 連携事業案③ チャレンジupさいたま等、教育委員会所管事業との連携

「自分発見！」チャレンジupさいたまをはじめとした、教育委員会が所管している事業との連携を検討し、子どもが日常生活から文化芸術に触れられる機会を提供する。



■ 連携事業案④ 「SAITAMA Minecraft AWARD」との連携

「SAITAMA Minecraft AWARD」と連携し、芸術祭のテーマに沿った題材を設け、作品募集を行う。子どもが興味を持つものと連携し、学びのきっかけを提供するなど、芸術祭を通じて、子どもたちの創造性を育むことに繋げる。



■ 連携事業案⑤ 芸術祭PR活動および芸術祭グッズの企画・提案

有志の児童・生徒を中心に、制作期間～開催の様子取材して、SNSでの広報や、レポートの作成・市内配布を行う。また、デザイナー監修のもと、公式グッズを制作する。



今後のスケジュール(案)について

令和7年度	令和8年度				令和9年度		
1月 - 3月	4月 - 6月	7月 - 9月	10月-12月	1月 - 3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月



既存事業

関係機関との調整・募集

実施

校外学習を

通じたまち巡り

関係機関との調整・募集

実施

制作プロジェクト

関係機関との調整・募集

企画・制作

展示・発表

教育委員会

所管事業連携

関係機関との調整・募集

実施

SAITAMA

Minecraft AWARD

関係機関との調整・募集

作品募集

作品選定・発表

PRおよび


グッズの企画

関係機関との調整・募集


PR・グッズ企画

PR・グッズ販売

令和7年度第2回 令和8年1月21日
さいたま市総合教育会議資料



「学校における働き方改革」 について



さいたま市教育委員会
学校教育部 教職員人事課

■ 「業務量管理・健康確保措置実施計画（以下、「実施計画」）」について

総合教育会議への報告

年度	日程	
7	1/21	総合教育会議 ・令和8年度以降の方向性について
	2月中	「実施計画」の完成
8	4/1	「実施計画」施行
	7~8月頃	総合教育会議 ・「実施計画」の報告
	8月~	「実施計画」の公表 「実施計画」見直し、必要に応じて変更
9 以降	7~8月頃	総合教育会議 ・前年度の実施状況の報告 ・変更点の報告

策定した「実施計画」について報告します。

令和9年度以降は、前年度の実施状況を毎年度報告します。
「実施計画」に変更を加えた場合は変更点を報告する。

■ 「実施計画」について

「実施計画」についての報告

令和7年6月11日「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（改正給特法）」が成立

教育委員会

＜改正給特法第8条第3項＞

**業務量管理・健康確保措置
実施計画**を定め、又は変更した
とき

＜改正給特法第8条第4項＞

**業務量管理・健康確保措置
実施計画の実施状況**



総合教育会議に報告

公表



■ 「実施計画」について

「指針（令和7年9月26日公示）」とは

教育委員会

＜改正給特法第8条第1項＞

文部科学大臣が定める**指針**[※]に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する**計画**を定める

※指針

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下、「指針」）

指針（改正）のポイント

- ① 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加
- ② 在校等時間や上限時間 ※改正なし
- ③ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定
【目標】令和11年度までに、時間外在校等時間の1か月平均を30時間程度とし、80時間を超える教育職員を早急になくす。
- ④ サービス監督教育委員会が講ずべき措置の内容等・具体的な取組の記載

■ 「実施計画」について

さいたま市の「実施計画」（項目の方向性）

☆文部科学省から示されている「ひな型」を踏まえつつ、
本市の状況に即した、実効性のある実施計画策定に向けて準備中

☆実施計画の内容

1 計画の趣旨・現状

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

3 計画の期間

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(2) 学校における措置の推進

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

■ 実施計画に即した本市の働き方改革について

本市の学校における働き方改革の目的と連携・協働体制

本市における働き方改革は、**本市が目指す「子どものWell-being（幸せ）を保障する教育」の実現のために**、教職員の働き方を見直し、**働きやすさ**と**働きがい**が両立する職場づくりを進めることにより、教職員の健康はもとより、人生を豊かにするなど教職員のWell-being（幸せ）を向上させることが目的である。

教育委員会

- 「実施計画」の策定
- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への周知・広報
- 個々の学校への伴走支援
- 部活動の地域展開等の推進

学校

- 業務の精選・見直し
 - ・ 学校に受ける業務分担の見直し
 - ・ 校務DXの推進 など
- 学校運営全体の中での取組
 - ・ 学校評価を活用
 - ・ 学校運営協議会の仕組みを活用など

地域・保護者

- 学校との連携・協働
 - ・ 学校運営協議会などを通じた学校運営への参画
- **自治体全体で取り組む**
 - ・ 総合教育会議を通じた連携・協働

首長部局

■ 実施計画について

首長部局との連携

給特法一部改正法に係る文部科学省通知 広報資料

皆さんの地域の子供たちに
より良い教育を実現するため、
ともに学校教育を支えていただけませんか

首長部局
の目標へ

1 教師を取り巻く環境

学校が対応する
課題の多様化・複雑化

いじめの重大事案 (小・中学校) 1,033件
外国人児童生徒 15,847人
児童虐待 16,318件
不登校 236,423人
特別支援教育 12,977人
子供の貧困 2,277人

教師の厳しい勤務実態

平均時間外在校時間は
地方公務員の一般行政職の約3倍
(R4:月約47時間)

臨時講師等が確保できない「教師不足」

教員採用選考試験の倍率は過去最低

令和6年に小学校で2.2倍
教員に質の高い人材を築くこと
が難しくなってしまう可能性

教師が子供たちに向き合う時間を確保することが必要

2 文部科学省・教育委員会・学校の取組

そのため、給特法改正や予算の確保を通じ、改革を進めています

学校における
働き方改革の
更なる加速化

業務改善等・健康増進推進実施計画の策定・公表、実施状況の公表の義務付け
専業主婦の就業状況の見える化や中・小規模の職場
学校・教員が担う業務の適正化の徹底や校務DXの加速化、
部活動の地域連携等の推進

学校の
指導・運営体制の
充実

授業の質の向上と働き方改革のための教職員定数の改善
支援スタッフの配置充実による次世代型「チーム学校」の実現

教師の
処遇改善

専門職にふさわしい処遇として、教職試験の引上げ
(4%から10%まで段階的に引き上げ)

3 さらに自治体として取り組んでいただきたいこと

- 総合教育会議を活用した
教育委員会との連携
- 自治会や地元企業・団体等への
協力要請
- 学校用務員や支援スタッフの
予算化の推進
- 学校プールをはじめとする、
学校関係施設の管理の外部化
のための条件整備


教育委員会のみならず、自治体全体で
地域の子供たちを育てていきましょう

3 さらに自治体として取り組んでいただきたいこと

- 総合教育会議を活用した
教育委員会との連携
- 自治会や地元企業・団体等への
協力要請
- 学校用務員や支援スタッフの
予算化の推進
- 学校プールをはじめとする、
学校関係施設の管理の外部化
のための条件整備


教育委員会のみならず、自治体全体で
地域の子供たちを育てていきましょう

令和7年9月26日付け、各指定都市・中核市長宛て文科省通知「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）添付
【参考資料】給特法一部改正 広報資料



次回 総合教育会議での報告

8	4/1	「実施計画」施行
	7~8 月頃	総合教育会議 ・「実施計画」の策定の報告



さいたま市教育委員会

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(改正)のポイント

別添 3-2

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
 - 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- 学校運営協議会の設置及び活用の推進 ・都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- サービス監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを目指す
 - ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度となることを目指す
 - ✓ 1年間時間外在校等時間 → 360時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. サービス監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日为学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ サービス監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

令和8年1月21日(水)
令和7年度 第2回
さいたま市総合教育会議

さいたま市いじめ問題救済機関 の設置について

子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課

設置の背景・目的

- ・ いじめの認知件数及び重大事態発生件数が増加

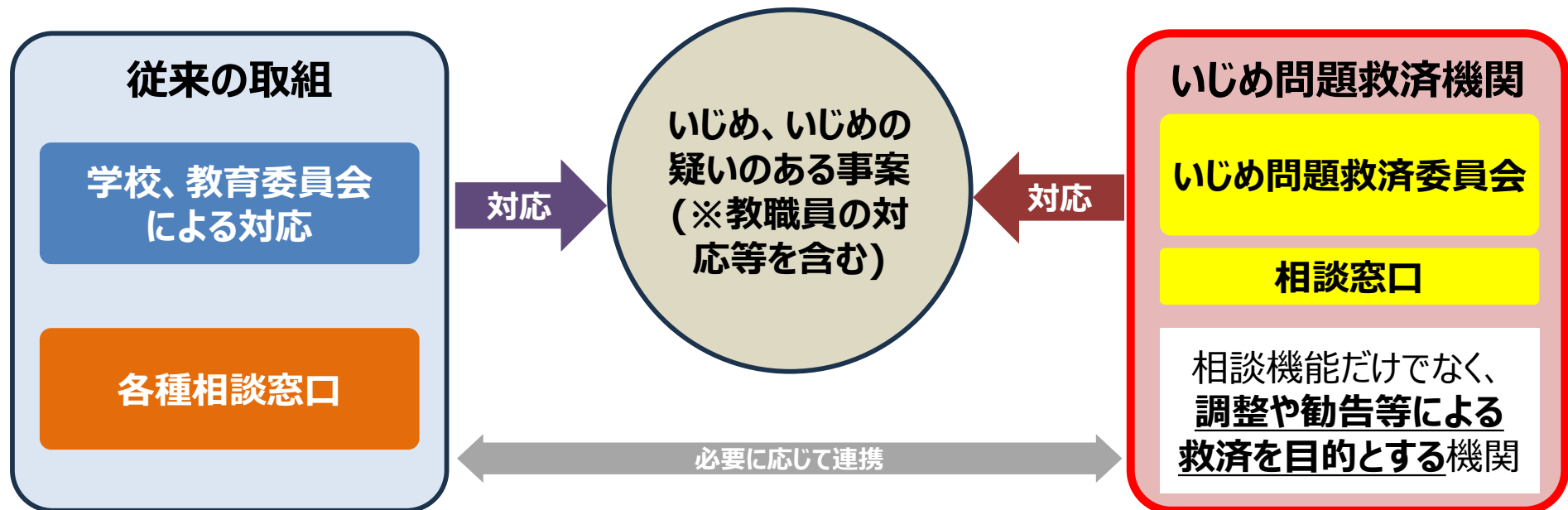
いじめ認知件数 (公立小・中・中等教育・高等学校・特別支援学校)			いじめ重大事態発生 市長あて報告件数		
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (4~12月)
1,720件	2,162件	2,544件	24件	31件	32件

いじめ重大事態 市長部局による再調査			
①	令和6年4月諮問	令和7年12月答申	令和3年度に市内小学校で発生した、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い及び相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事案
②	令和7年7月諮問	審議中	令和3年度に市内中学校で発生した、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案



- ◎重大事態に至る前に被害者を救済することが必要
- ◎救済するための機関として、第三者性・透明性・専門性が確保された機関が必要

いじめ問題救済機関 概要



- ・市長部局の第三者機関として設置(弁護士等で構成)
 - ・教育委員会から独立した、公正・中立な対応を実施
- 事案により、学校や教育委員会と連携し、いじめから救済

教育委員会、学校との連携、役割分担

○教育委員会、学校

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
- ・いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置
- ・重大事態への対処(調査の実施など)

○救済機関

(例えば、教育委員会や学校の対応に納得しない被害児又は保護者等からの申立てにより)

- ・独立した立場からの調査や調整
- ・必要に応じて、市の機関に対する勧告や要請

→いじめで苦しむ子をなくすという共通の目的に向け、
連携・協力して最適な対応へ

今後のスケジュール

- ・R8年度　さいたま市いじめ問題救済機関の設置
- ・R8年度～9年度　（仮称）子どもの権利条例の検討
- ・R10年度　（仮称）子どもの権利条例の施行

子どもの権利救済機関への発展

さいたま市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、さいたま市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議の招集は、市長があらかじめ会議の日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議の主宰)

第3条 会議は、市長が主宰する。

(構成員等以外の出席者)

第4条 法第1条の4第2項に規定する構成員及び同条第5項に規定する関係者又は学識経験を有する者のほか、市長が必要と認めた市職員は、会議に出席することができる。

(傍聴)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、市長の許可を得て、会議を傍聴することができる。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開としたときは、この限りでない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開とした部分にあっては、公表しないことができる。

(議事録の記載事項)

第7条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 会議に出席した者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(庶務)

第8条 会議の庶務は、都市戦略本部において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

さいたま市総合教育会議傍聴人要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 市長は、会議の開催場所等の状況により必要があると認めるときは、傍聴を認める定員の数を制限することができる。その場合において、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

(報道関係者の傍聴に係る手続等)

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、市長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(退場)

第6条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに、退場しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年6月4日から施行する。

附 則(令和6年3月29日)

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

受付番号_____
<h1 style="margin: 0;">傍 聴 券</h1>
さいたま市総合教育会議（ 年 月 日開催分）
さいたま市長
<p>注1 この傍聴券は、本日の傍聴に限り有効です。</p> <p>2 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。</p> <p>3 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。</p>
<p>【傍聴することができない者】</p> <p>(1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者</p> <p>(2) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</p> <p>【傍聴人の守るべき事項】</p> <p>(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。</p> <p>(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(4) 撮影又は録音をしないこと。</p> <p>(5) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。</p> <p>※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。</p>